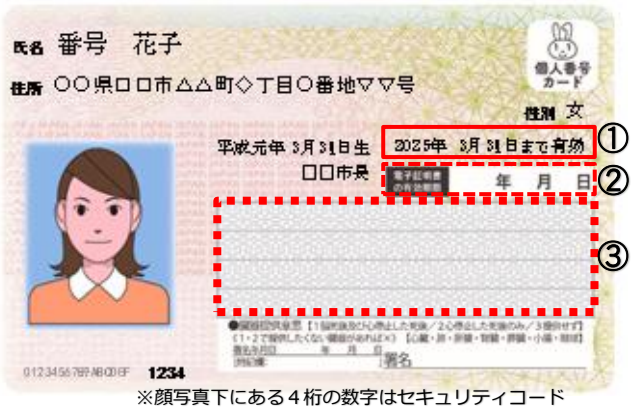
1. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードとは、マイナンバー(１２桁)が記載された顔写真付きのプラスチックカードのことです。マイナンバーカードのおもて面には、顔写真・氏名・住所・生年月日・性別、うら面にはマイナンバーが記載されているため、**本人確認書類**および**マイナンバーを証する書類**として活用できます。

おもて面	うら面
 ※顔写真下にある４桁の数字はセキュリティコード	

①マイナンバーカードの有効期間

マイナンバーカードの有効期間は、カード発行時の年齢・国籍により異なります。

国籍	カード発行時の年齢	カードの有効期間
○**日本国籍の方** ○**外国籍の方で、永住者・特別永住者の方**	１８歳以上	発行日から**１０回目**の誕生日まで
	１８歳未満	発行日から**５回目**の誕生日まで
○**外国籍の方で、在留期間の定めのある方**		**在留期間の満了日まで**

マイナンバーカードの更新手続きについて

有効期間が満了すると、マイナンバーカードは失効します。更新の手続き方法については、次ページ【マイナンバーカードの更新手続きの流れ】をご覧ください。なお、外国籍の方で在留期間の定めのある方は、下記をご覧ください。

外国籍の方で在留期間の定めのある方

有効期間が満了すると、マイナンバーカードは失効します。失効後にマイナンバーカードを作り直す場合は、再発行手数料（マイナンバーカード：８００円 電子証明書：２００円）がかかります。

在留期間が変わった場合は、マイナンバーカードの有効期間を変更する手続きが必要です。新しい在留カードとお持ちのマイナンバーカードを持って、市役所または出張所の窓口にご来庁ください。

※マイナンバーカードの有効期間までに新しい在留カードを取得できない場合、更新手続き中であれば、マイナンバーカードの有効期間を特例で２か月延長できます。**必ずマイナンバーカードの有効期間までにご来庁ください。**

【 マイナンバーカードの更新手続きの流れ 】

有効期限の**3**ヵ月前の翌日から更新手続きが可能です。更新の流れはつぎのとおりです。

STEP.1

更新手続き



・有効期限の約２～3 カ月前に、有効期限通知書というお知らせが J-LIS(地方公共団体情報システム機構)よりご住所地に転送不要郵便で届きます。申請用 QR コードを利用し、下記【申請方法】のいずれかにより更新の手続きを行ってください。

・お知らせが届かなかった場合は、本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な書類１点または資格確認書と診察券など２点）を持参し、市役所または出張所へご来庁ください。申請書ＩＤ（ＱＲコード）の付いた交付申請書を発行しますので、下記【申請方法】のいずれかにより更新の手続きを行ってください。

【申請方法】

①スマートフォン等によるオンライン申請　②郵送申請　③証明写真機　等

STEP.2

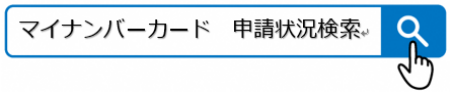
交付通知書のお届け

・申請から約３週間後、交付通知書が転送不要郵便でご住所地に届きます。必ず開封し、交付通知書に同封されている案内をご確認ください。

・申請に不備があった場合、J-LIS より不備のお知らせ（メール又は郵送）が届くため、再度申請手続きを行ってください。

―申請状況の確認―

お手元に申請書ＩＤがある場合は、マイナンバーカード総合サイトにて申請状況の確認ができます。反映に時間がかかるため、申請から２～3 日後にご確認ください。



※申請から 6 カ月以上経過している方・お手元に申請書ＩＤがない場合は、市役所または出張所にお問い合わせください。

STEP.3

カードの受け取り

・申請者本人が必要書類を持参し、交付通知書に記載の受取場所にご来庁ください。

・お手持ちのマイナンバーカードを返納いただき、新しいマイナンバーカードを無料で交付します。紛失された場合、再発行手数料（マイナンバーカード：８００円 電子証明書：２００円）がかかります。

・代理人が受け取りをする場合、受取要件があります。詳しくは交付通知書に同封されている案内をご確認ください。

②電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間は、電子証明書の**発行の日から５回目の誕生日まで**となります。

マイナンバーカードをお渡しの際は空白となっているため、必要に応じてご自身で書き込みをしてください。

※外国籍の方で在留期限の定めのある方は、マイナンバーカードの有効期間と同じ日までです。

電子証明書の更新手続きについて

有効期限の**3**ヵ月前の翌日から更新手続きが可能です。有効期限の約２～3 カ月前に、有効期限通知書というお知らせが J-LIS よりご住所地に転送不要郵便で届きます。

本人が手続きする場合

マイナンバーカードと暗証番号を控えたものを持参し、本人が市役所または出張所にご来庁ください。

※有効期限通知書が届かなかった場合も、上記を持参して手続きができます。

代理人が手続きする場合

有効期限通知書の「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書　照会書兼回答書」（以下、照会書兼回答書）に本人が記入し、同封されている封筒に入れ、必ず封をした状態で代理人へ託してください。

代理人は、**預かった封筒（封をした状態）・本人のマイナンバーカード・代理人の方の顔写真付きの公的な証明書**（マイナンバーカードや運転免許証等）を持参し、市役所または出張所にご来庁ください。

※有効期限通知書が届かず、代理人が手続きをする場合は、市より照会書兼回答書を送付しますので、お問い合わせください。



マイナンバーカード・電子証明書は、有効期間が満了すると失効します。

失効すると、健康保険証としての利用やコンビニ交付サービス、各種オンライン申請等が利用できなくなるため、有効期限までに更新の手続きを行ってください。

③追記欄

・氏名・住所等に変更があった場合、市区町村が変更後の情報を記載します。

・追記欄がいっぱいになった場合、マイナンバーカードの再申請が可能です。再申請を行うには、電子申し込みシステム・窓口・郵送にて、ＩＤ（ＱＲコード）の付いた申請書をご請求ください。窓口で請求する場合は、本人が本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの公的な書類１点または資格確認書と診察券など２点）をご持参ください。代理人が請求する場合や郵送で請求する場合は、市ホームページをご覧ください。

市ホームページへのアクセスはこちら →